

## 【計画の概要】

### 1 計画策定の背景

高齢者を社会全体で支えるための仕組みとして創設された介護保険制度が、平成12年4月に開始されてから24年が経ち、本計画に含まれる介護保険事業計画は令和6年度から第9期を迎えます。

令和5（2023）年4月1日現在の土浦市（以下「本市」という。）は、高齢化率29.4%となっており、第9次計画期間中には、「団塊の世代」が全て75歳以上の後期高齢者となる「2025年問題」に直面し、これまでの計画の総仕上げとなる転機を迎えます。さらには、「団塊ジュニア世代」が全て65歳以上の高齢者となり、生産年齢人口の急激な減少や介護人材の不足、社会保障費のさらなる増大が懸念される令和22（2040）年を視野に入れながら、地域包括ケアシステムの推進により一層取り組むことが必要となります。

令和5（2023）年6月には認知症に関する初の法律となる、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、本市においても、認知症の方が安心して暮らせる社会を目指し、あらゆる世代や立場の人が協力する、支え合えるやさしいまちづくりを目指す必要があります。高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯、認知症の方は、引き続き増加すると見込まれています。高齢者が認知症や要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを継続できるよう、「介護及び介護予防」「医療」「生活支援」などを包括的に確保する地域包括ケアシステムのさらなる深化と、地域共生社会の実現が重要な目標となっています。

第8次計画期間中は新型コロナウイルス感染症の流行を受け、事業を展開していくにあたり大きな制約を受けましたが、第9次計画においては、コロナ禍を乗り越えた教訓を踏襲し、様々なニーズを捉えながら、事業を復活させるとともに、ICTの活用などの観点も取り入れつつ各種高齢者施策を推進していきます。

本計画は、これまでの「土浦市ふれあいネットワークプラン（第8次土浦市老人福祉計画及び介護保険事業計画）（令和3年度～令和5年度）の取組を継承しつつ、国の介護保険事業に係る基本指針等を踏まえながら、令和22（2040）年を見据えて、本市における高齢者施策の基本的な考え方や目指すべき取組を総合的に整え、高齢者福祉並びに介護保険事業の方向性を示すとともに、介護保険制度の安定的な運営と、引き続き、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでいくための重要な計画として策定するものです。

## 2 計画の役割と位置付け

### (1) 計画の役割

本計画は、本市の基幹となる「第9次土浦市総合計画(令和4年度～令和13年度)」との調和を図りながら、本市における高齢者福祉事業及び介護保険事業を総合的かつ計画的に進めるための基本方針を明らかにしたものです。

また、事業の目標等を設定することにより、積極的な推進を図るものです。

### (2) 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく老人福祉計画と、介護保険法第117条の規定に基づく介護保険事業計画を一体的に策定したもので、本市における高齢者福祉事業、介護保険事業を計画的に進めるための基本となる計画です。

また、「第9次土浦市総合計画」、「土浦市地域福祉計画」等における高齢者福祉事業及び介護保険事業に関する具体的な施策と目標を示すものです。

「土浦市ふれあいネットワークプラン」は、老人福祉計画と介護保険事業計画の総称です。

#### 土浦市ふれあいネットワークプラン (第9次土浦市老人福祉計画及び介護保険事業計画)

##### 老人福祉計画 (老人福祉法第20条の8)

- 地域における高齢者保健福祉事業に関する総合的な計画
- 介護保険給付対象外のサービス、市の単独事業によるサービスの供給体制の確保
- 地域福祉活動の推進
- 高齢者の生きがい対策の推進
- 保健福祉の環境整備

##### 介護保険事業計画 (介護保険法第117条)

- 要介護者等(介護保険給付対象者)の現状把握
- 要介護者等の個別需要の把握
- 必要となる介護保険給付対象サービスの見込み量
- サービス見込み量に係る供給体制の確保のための整備方針
- 事業者間の連携の確保等、介護給付対象サービスの円滑な提供を図るための事業
- 人材の確保又は資質の向上のために講ずる措置

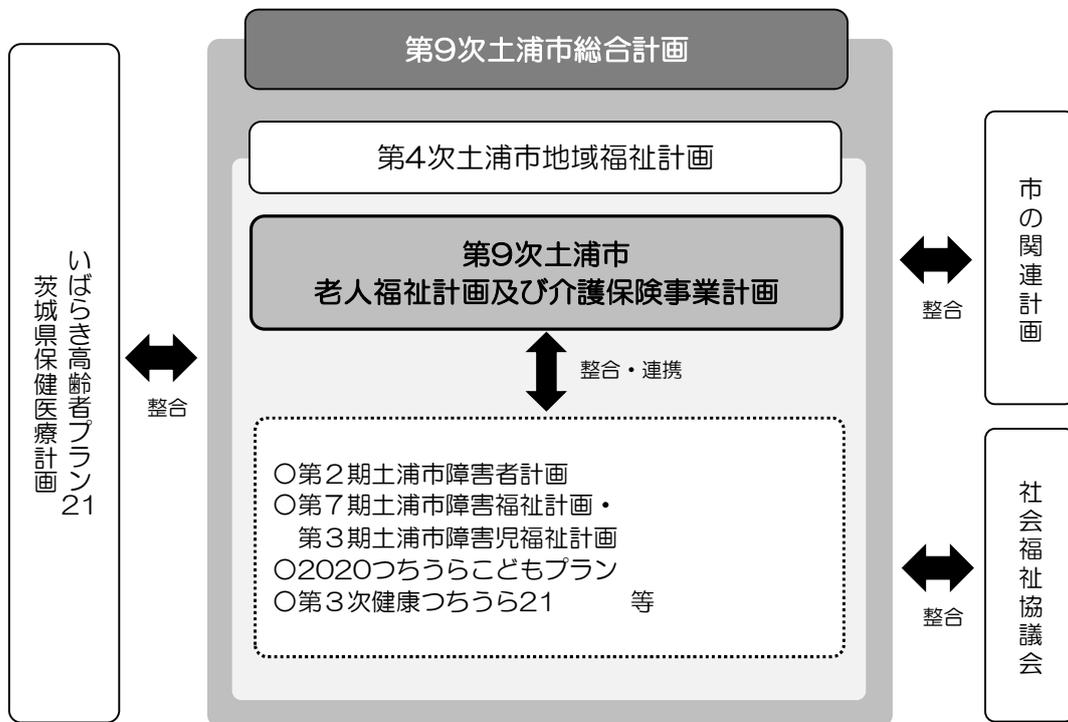
### 3 他の計画との関係

#### (1) 県の計画との関係

本計画は、茨城県における総合的な高齢者保健福祉施策（いばらき高齢者プラン 21）及び茨城県保健医療計画などの計画と十分に整合を図りながら推進します。

#### (2) 他の計画との関係

本計画は、「第9次土浦市総合計画」及び「第4次土浦市地域福祉計画」、「第2期土浦市障害者計画・第7期土浦市障害福祉計画・第3期土浦市障害児福祉計画」、「2020 つちうらこどもプラン」、「第3次健康つちうら 21」等の関連する計画との整合を図りながら推進します。



## 4 計画の期間

前回の計画（「土浦市ふれあいネットワークプラン（第8次土浦市老人福祉計画及び介護保険事業計画）」）の計画期間は、令和3年度から令和5年度の3年間であり、その計画期間が令和5年度で終了することから、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画期間とする新たな計画を作成するものです。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
	土浦市ふれあいネットワーク プラン（第8次土浦市老人福 祉計画及び介護保険事業計画）					
			計画 見直し	土浦市ふれあいネットワーク プラン（第9次土浦市老人福 祉計画及び介護保険事業計画）		

## 5 計画策定の体制

### （1）土浦市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進会議の設置

本市では、高齢者の福祉に関する総合的な計画及び介護保険事業計画に関する計画を策定し、かつ、計画の円滑な推進を図るため、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者（地域住民）代表、介護者代表等により構成される土浦市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進会議を設置しています。

### （2）パブリック・コメントの実施

計画素案に対して、市民の皆様から幅広く意見を伺うため、パブリック・コメントを実施します。

### （3）実態調査の実施

本市では、高齢者の生活実態及び介護保険事業の実施状況を把握し、住民ニーズの動向分析等を行うことで、市の現状と今後の高齢者支援における課題を整理し、「第9次土浦市老人福祉計画及び介護保険事業計画」策定の基礎資料とすることを目的としたアンケート調査を実施しました。

また、市内に居住する65歳以上の、要介護認定を受けていない高齢者を対象として、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施しています。この調査では、「第9次土浦市老人福祉計画及び介護保険事業計画」策定の基礎資料を得るとともに、厚生労働省が導入している「見える化システム」に結果を取り込み、各種集計を行うことを目的として実施しました。

※見える化システム：都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システムです。

## **6 計画の達成状況の点検及び評価**

本計画の達成状況の点検及び評価については、基本理念や政策目標に沿った評価指標を設定し、その達成度を点検・評価します。

こうした点検・評価は、「土浦市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進会議」において、計画策定後、毎年実施していきます。